

長野県子ども・子育て支援事業支援計画の概要

■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】

1 計画策定の趣旨（目的）

2 計画の性格（法令の根拠等）

- ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく計画
- ・「子ども・若者支援総合計画」、「家庭的養護推進計画」、「障害児福祉計画」等関連計画と整合を図る。

3 計画期間

- ・令和2年度から令和6年度までの5年間

■ 計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況【法任意】

- ・社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化
- ・少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化
- ・各種指標

2 「第一期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の進捗状況【法必須】

3 「子ども・若者支援総合計画」の進捗状況【法必須】

- ・子ども・子育て支援に関する施策部分

■ 計画の基本理念等【法任意】

1 基本理念

2 基本目標「みんなで支える子育て安心県」の構築

- ・基本目標と達成目標（10指標）

3 達成状況の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

■ 具体的施策の内容

I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 区域の設定【法必須】

2 教育・保育の需要と提供体制の確保【法必須】

- ・市町村計画の数値の積上げが基本（必要に応じて広域調整）
- ・幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整のため、「県計画で定める数」を必要利用定員総数に上乗せ
- ・待機児童について
- ・長野県独自の保育、やまほいくについて
- ・幼児教育アドバイザー及び幼児教育支援センターについて
- ・外国につながる幼児の支援・配慮について
- ・仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）について

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

3 幼児期の教育・保育の一体的提供 【法必須】

・認定こども園の目標設置数及び認定こども園への移行に必要な支援

4 施設等利用給付の円滑な実施 【法必須】

・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保

5 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 【法必須】

・キャリアアップ研修について

6 地域子ども・子育て支援事業の推進 【法任意】

市町村計画の数値の積上げが基本

7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 【法任意】

8 教育・保育情報の公表 【法任意】

II 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 【法必須】

1 児童虐待防止対策の充実

→「長野県社会的養育推進計画(仮称)」と整合を図る。
※

2 社会的養護体制の充実

→「長野県社会的養育推進計画」と整合を図る。※

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

→こども・家庭課(家庭支援係)において検討

4 障がい児施策の充実

→「長野県障がい者プラン2018」と整合を図る

※「長野県社会的養育推進計画」(所管：児童相談・養育支援室)は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行い、令和元年度中に策定予定。

第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の構成（第一期との比較）

第一期計画(平成 27 年度～平成 31 年度)	第二期計画(令和 2 年度～令和 6 年度)
<p>■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】</p> <p>1 計画策定の趣旨（目的）</p> <p>2 計画の性格（法令の根拠等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく計画 ・ 「ながの子ども・子育て応援計画（長野県次世代育成支援後期行動計画）」の後継計画の一部を構成 ・ 「放課後子ども総合プラン」に基づく事業計画も含む。 <p>3 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間 <p>■ 計画策定の背景</p> <p>1 子ども・子育てを取り巻く状況 【法任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化 ・ 少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化 <p>2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況 【法必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援に関する施策部分 	<p>■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】</p> <p>1 計画策定の趣旨（目的）</p> <p>2 計画の性格（法令の根拠等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく計画 ・ <u>「子ども・若者支援総合計画」、「家庭的養護推進計画」、「障害児福祉計画」等関連計画と整合を図る。</u> <p>3 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間</u> <p>■ 計画策定の背景</p> <p>1 子ども・子育てを取り巻く状況 【法任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化 ・ 少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化 ・ <u>各種指標</u> <p>2 <u>「第一期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の進捗状況【法必須】</u></p>

■ 計画の基本理念等 【法任意】

1 基本理念

2 基本目標「みんなで支える子育て安心県」の構築

- ・基本目標と達成目標（8指標）

3 達成状況の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

■ 具体的施策の内容

I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 区域の設定 【法必須】

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 【法必須】

- ・市町村計画の数値の積上げが基本（必要に応じて広域調整）
- ・幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整のため、「県計画で定める数」を必要利用定員総数に上乗せ

3 「子ども・若者支援総合計画」の進捗状況 【法必須】

- ・子ども・子育て支援に関する施策部分

■ 計画の基本理念等 【法任意】

1 基本理念

2 基本目標「みんなで支える子育て安心県」の構築

- ・基本目標と達成目標（10指標）

3 達成状況の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

■ 具体的施策の内容

I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 区域の設定 【法必須】

2 教育・保育の需要と提供体制の確保 【法必須】

- ・市町村計画の数値の積上げが基本（必要に応じて広域調整）
- ・幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整のため、「県計画で定める数」を必要利用定員総数に上乗せ
- ・待機児童について
- ・長野県独自の保育、やまほいくについて
- ・幼児教育アドバイザー及び幼児教育支援センターについて
- ・外国につながる幼児の支援・配慮について
- ・仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）について
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について

3 幼児期の教育・保育の一体的提供 【法必須】

・認定こども園の目標設置数及び認定こども園への移行に必要な支援

4 地域子ども・子育て支援事業の推進 【県独自】

※病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、県としての重点的な取り組みの方向性を明記

5 従事者の確保と資質向上 【法必須】

6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 【法任意】

7 教育・保育情報の公表 【法任意】

II 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 【法必須】

1 児童虐待防止対策の充実

→こども・家庭課（こども福祉係）において検討

2 社会的養護体制の充実

→「長野県家庭的養護推進計画（※）」から記載

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

→こども・家庭課（ひとり親係）において検討

3 幼児期の教育・保育の一体的提供 【法必須】

・認定こども園の目標設置数及び認定こども園への移行に必要な支援

4 施設等利用給付の円滑な実施【法必須】

・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保

5 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上【法必須】

・キャリアアップ研修について

6 地域子ども・子育て支援事業の推進 【法任意】

市町村計画の数値の積上げが基本

7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 【法任意】

8 教育・保育情報の公表 【法任意】

II 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 【法必須】

1 児童虐待防止対策の充実

→「長野県社会的養育推進計画」と整合を図る。※

2 社会的養護体制の充実

→「長野県社会的養育推進計画」と整合を図る。※

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

→こども・家庭課（家庭支援係）において検討

4 障がい児施策の充実

→「長野県第4期障害福祉計画(※)」から記載

※「長野県家庭的養護推進計画」(所管:こども・家庭課)は長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、「長野県第4期障害福祉計画」(所管:障がい者支援課)は障害者施策推進協議会において審議を行い、ともに本年度中に策定予定。

4 障がい児施策の充実

→「長野県障がい者プラン2018」と整合

※「長野県社会的養育推進計画」(所管:児童相談・養育支援室)は、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議を行い、令和元年度中に策定予定。